

## 6. NIPPON DATA90 30年追跡の状況

NIPPON DATA80/90 追跡ワーキンググループ

研究分担者 早川 岳人（立命館大学衣笠総合研究機構地域健康社会学研究センター 教授）

研究分担者 喜多 義邦（敦賀市立看護大学看護学部看護学科 教授）

### 【目的】

平成2年（1990年）に循環器疾患基礎調査を受診した人達の追跡調査は、NIPPON DATA90と呼称されているが、5年ごとに住民基本台帳法にもとづく住民票請求により対象者の予後（生存、死亡）を確認し、死亡者に対して国の人口動態統計がまとまった段階で死亡原因を照合し、前向きに追跡を行っている。今年度、30年目（1990年から2020年の30年間）の予後追跡を行ったので報告する。

### 【調査方法】

追跡調査票を役所ごとにまとめ、ベースライン調査時に付した個人ID順にならば管理する。該当役所に、住民票もしくは除票、死亡した者に対しては死亡票の請求を行った。役所によって交付手数料が異なるので、役所ホームページや電話にて料金を調べた。交付手数料は郵便為替で支払いを行った。

住民票（除票）の写しの請求書類は、依頼文とともに本研究の成果とその意義、この研究で明らかになったことを分かりやすくまとめた総説などを同封し、市町村役場の協力を得られるよう工夫した。請求住所は、前回の追跡時に判明した住所に請求を行った。今回の追跡対象者は、4,864名、請求する役所数は455カ所であった。

### 【結果】

住民票請求を行った役所のうち、交付した役所は417カ所（91.6%）、交付不可役所は38カ所（8.4%）だった。追跡対象者4,864名のうち、生存は4,085名（84%）、死亡242名（5.0%）役所拒否で予後が確定出来なかった者535名（11.0%）、海外転出1名（0.02%）であった。全体の追跡率は89.0%であった。

地方別追跡状況を表1にした。地域によって追跡率に幅があり、北海道地方が64.3%と低く、東北地方、関東地方、九州・沖縄地方は100%～95.9%と高かった。2022年度末以降に厚生労働省に人口動態統計の使用申請を行い、死亡原因を照合する予定である。

	対象者	生存	死亡	不明	拒否	海外転出	追跡率(%)
北海道	196	118	8	0	70	0	64.3
東北	467	444	23	0	0	0	100
関東	1211	1112	66	0	31	1	97.4
中部	1022	811	53	0	158	0	84.5
近畿	783	642	27	0	114	0	85.4
中国・四国	533	368	30	0	135	0	74.7
九州・沖縄	652	590	35	0	27	0	95.9
総計	4864	4085	242	0	535	1	89.0

資料として、「住民票（除票）請求の写しの交付について（申請）」を掲載した。

## 【資料】

令和 3 年 月 日

○ ○ 市役所  
住民課 御中

国立大学法人 滋賀医科大学

NCD疫学研究センター/社会医学講座公衆衛生学部門  
教授/センター長 三浦 克之

厚生労働行政推進調査事業費補助金（指定研究）  
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業  
「国民代表集団のコホート研究によるウィズ・コロナ時代の健康格差  
・健康寿命の規定要因の解明および健康調査のオンライン化の検討  
：NIPPON DATA80/90/2010（21FA2002）」研究代表者

### 住民票（除票）の写しの交付について（申請）

私たちは、旧厚生省が1990年に実施した循環器疾患基礎調査受診者、約8,500人を対象とした大規模追跡・疫学研究（NIPPON DATA90）を、厚生労働省より研究補助を得た研究班として1995年より実施しております。この調査・研究の概要については同封の「公衆衛生情報」掲載の論文をご参照頂ければ幸いです。

本学術研究の目的は、本邦国民における循環器病など生活習慣病に影響する各種因子の解明という公益性のきわめて高いものであり、その成果はすでに学術雑誌をはじめ各種メディアで公表され、本邦の保健医療施策や国民への普及啓発に活用されています。

貴市町村にお住まいの本研究の対象者については、2019年の第6回の追跡調査の際に、貴市町村より住民票（除票）写しの交付をいただき、在籍状況を確認（以下、追跡調査）させていただきました。

本追跡調査対象者のその後の異動情報を確認するため、住民基本台帳法第12条の3に基づき住民票（除票）の写しの交付を申請いたします（第3者申請）。なお、本追跡調査は、厚生労働行政推進調査事業費補助金（指定研究）循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「国民代表集団のコホート研究によるウィズ・コロナ時代の健康格差・健康寿命の規定要因の解明および健康調査のオンライン化の検討：NIPPON DATA80/90/2010(21FA2002)」研究班として実施しております。

申請にあたり、本研究の主旨および方法につきまして下記のとおりご説明いたします。  
なにとぞご高配たまわりますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 申請の目的

本研究は、旧厚生省が1990年に実施した「第4次循環器疾患基礎調査」受診者の調査結果と、現在の生存あるいは死亡の情報を統計学的に分析することにより、本邦国民における循環器病などの生活習慣病に関連する要因を解明し、生活習慣病の予防施策立案に資することを目的としており、きわめて公益性の高いものであります。

この目的達成のため、住民票を手がかりに、追跡対象者が現在貴市町村に在籍されてい

るのか（生存）、死亡されているのか、あるいは転出されたのか（除票）を確認させていただいております。この調査手順は、過去6回の追跡調査時（1995年、2000年、2005年、2010年、2015年、2019年）とまったく同様です。

なお、循環器疾患基礎調査の対象地区は、1990年度厚生統計標本地区調査により設定された単位区より無作為に抽出された全国の300単位区です。この300単位区の全居住者のうち、1990年11月1日現在で満30歳以上であった者全員を循環器疾患基礎調査の対象者としています。

## 2. 研究班名

厚生労働行政推進調査事業費補助金（指定研究）

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

「国民代表集団のコホート研究によるウィズ・コロナ時代の健康格差・健康寿命の規定要因の解明および健康調査のオンライン化の検討：NIPPON DATA80/90/2010（21FA2002）」

研究代表者 国立大学法人滋賀医科大学

NCD疫学研究センター/社会医学講座公衆衛生学部門

教授 三浦 克之（みうら かつゆき）

（資料として、厚生労働行政推進調査事業費補助金交付申請書および同交付決定通知書の写しを同封しています）

## 3. 申請者 氏名 三浦 克之（みうら かつゆき）

生年月日

住所

（本人確認の資料として住民基本台帳カードの写しを同封しています）

## 4. 住民票（除票）を必要とする追跡対象者

別紙（循環器疾患基礎調査受診者の一覧）を参照ください。

## 5. 交付書類の送付先

〒520-8790 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人 滋賀医科大学 社会医学講座公衆衛生学部門

教授 三浦 克之 宛

送付先が申請者の住所と異なる理由

交付された書類による情報は、統計学的に処理し研究に活用することを申請目的としております。このため、申請者の研究実施場所（上記）への送付をお願いいたします。

## 6. 調査事項の利用範囲

本調査により知りえた事項は、本研究目的のために利用するほかには一切使用しません。また、調査対象者氏名、住所など交付された書類により知りえた内容については、如何なる者にも遺漏しません。本申請は、純粋に学術目的であり、きわめて公益性の高い研究目的によるものです。

なお、本研究による成果は、健康増進法（平成15年5月1日施行）の中核であり、厚生労働省が推進する国民健康作り運動である「健康日本21」の目標値設定のための基礎資料として活用されております。下記、厚生労働省のホームページをご覧ください。「健康日本21」、

「健康日本21(第二次)」の循環器疾患予防対策の根拠として、本研究(NIPPON DATA)の成果が引用されています。

[http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21\\_11/b8f.html](http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21_11/b8f.html)

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21\\_02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_02.pdf)

#### 7. 交付された書類の最終処理

- (1) 保管場所 国立大学法人 滋賀医科大学内の施錠した保管庫内
- (2) 保管責任者 三浦 克之
- (3) 保管期間 研究終了後 1 年以内
- (4) 保管期間後の処理 滋賀医科大学と機密保持契約を結んだ製紙会社に搬入し、溶解処理されます。

#### 8. お願い

除票の保管期間は5年とされていますが、保管期間を過ぎた除票につきましても調査可能でしたら、交付いただければ幸いです。

#### 9. 手数料

定額小為替で 円 ( 名分) を同封しています。

#### 10. その他の追記事項

- (1) 本研究の実施計画につきましては、国立大学法人滋賀医科大学倫理委員会の審査を受け、承認を得ています(第R2005-021号 令和元年7月19日)。
- (2) 申請者は国立大学法人に所属する学術研究を行う者です。追跡対象者の個人情報は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に則り厳重に管理することを誓約いたします。
- (3) 今回、住民票の写しの交付を申請する追跡対象者につきましては、前回の追跡調査実施時(2019年)にも、貴市町村あるいは合併前の旧市町村より住民票写しを交付いただいたことを申し添えます。
- (4) 本研究の倫理的配慮については別紙1をご参照ください。

#### 11. 本申請についての照会先

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町  
国立大学法人滋賀医科大学社会医学講座公衆衛生学部門 船木・大原・門田  
市町村からの問い合わせ先 TEL 077-548-3659 FAX 077-543-4800  
(その他の方からの問い合わせ先 TEL 077-543-2191)

#### 12. 理由書送付のお願い(交付不可の場合)

上記の状況を鑑みて、追跡対象者の住民票の写しの交付を是非にお願いするところですが、交付ができないと考えられる場合には、ご面倒ですが、別紙理由書に交付不可の理由をご記入の上、手数料(定額小為替)、対象者リストとともにご返送くださるようお願いいたします。

以上

同封書類等

- (1) 別紙1：NIPPON DATA90追跡調査における倫理的配慮について
- (2) 住民票（除票）を必要とする対象者一覧
- (3) 住民基本台帳カードの写し（三浦克之）
- (4) 国立大学法人 滋賀医科大学職員証（三浦克之）
- (5) 令和3年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金交付申請書（写し）
- (6) 令和3年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金交付決定通知書（写し）
- (7) 資料：厚生労働行政推進調査事業費補助金（指定研究）  
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業  
「国民代表集団のコホート研究によるウィズ・コロナ時代の健康格差・健康寿命の規定  
要因の解明および健康調査のオンライン化の検討：NIPPON DATA80/90/2010  
(21FA2002)」研究組織
- (8) 現在事項全部証明書（国立大学法人滋賀医科大学）
- (9) 資料：「国民代表集団のコホート研究 NIPPON DATA」「NIPPON DATAが明らかにした  
日本人の循環器危険因子」「NIPPON DATAリスク評価チャートの活用」  
「NIPPON DATAが明らかにした介護予防のエビデンス」公衆衛生情報  
（日本公衆衛生協会発行）2012年
- (10) 資料：中日新聞記事「病死リスク食生活ごと」（2019年5月9日付）
- (11) 定額小為替
- (12) 交付不可の場合の理由書
- (13) 住民票（除票）の写し 返送用封筒